

国際人道法上の捕虜

— アフガニスタンにおける軍事行動の事例を中心に —

荊 込 照 彰

| 目次 | |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| はじめに | |
| I 国際人道法上の捕虜 | |
| 1 捕虜資格 | (3) タリバン兵士と4条件遵守義務 |
| 2 捕虜の待遇 | (4) 捕虜の裁判 |
| (1) 捕虜の一般的保護 | 4 アメリカとアルカイダとの関係 |
| (2) 捕虜たる身分 | (1) アルカイダ構成員の捕虜資格 |
| (3) 捕虜と外部との関係 | (2) 不法な戦闘員 |
| (4) 捕虜と抑留国当局との関係 | (3) ジュネーブ第四条約 |
| (5) 捕虜たる身分の終了 | (4) ジュネーブ諸条約共通第3条および 第一追加議定書第75条 |
| II 同時多発テロ事件に係るアメリカの軍事行動における捕虜 | (5) アルカイダと国際人道法 |
| 1 同時多発テロ事件の経緯 | おわりに |
| 2 同時多発テロ事件と「テロとの戦争」の法的性質 | はじめに |
| (1) 同時多発テロ事件の国際的武力紛争性 | 国際社会は二度の世界大戦の悲惨な経験を踏まえ、武力行使の違法化を進展させてきた。しかし、21世紀に入った今日であっても、アフガニスタン、イラクを舞台とした大規模な武力紛争が発生し、さらに民族的、宗教的対立や国家の崩壊等に根差す紛争は依然として絶えない。このような武力紛争において、宣戦布告の有無や戦争原因の是非とは関係なく適用される国際法が、国際人道法 ⁽¹⁾ である。 |
| (i) 国際的武力紛争と見る立場 | 国際人道法は、① 軍事行動において交戦国の権利と義務を確立し、害敵手段を制限する戦争に関する国際法（ハーグ法）の側面と、② 傷病兵士、捕虜および一般住民に対する人道的な取扱いを定めた国際法（ジュネーブ法）の二つの側面から構成されている。このうち②の中心を担う1949年のジュネーブ諸条約（以下ジュネーブ諸条約という。）は、交戦当事者の保護（主と |
| (ii) 通常刑事犯罪と見る立場 | |
| (2) 自衛権の援用の妥当性 | |
| (i) アルカイダの非国家主体性 | |
| (a) 慣習法上の自衛権 | |
| (b) 累積理論 | |
| (c) 新たな国際慣習規則の構築 | |
| (ii) 国家責任の帰属 | |
| (a) 実質的関与の要件 | |
| (b) 安保理決議との関係 | |
| (c) 復仇（対抗措置） | |
| 3 アメリカとタリバン政権との関係 | |
| (1) タリバン政権の正統性 | |
| (2) 正規軍の捕虜資格 | |

して第一条約から第三条約まで) および文民の保護(第四条約)を定めた4つの条約から構成されている。交戦当事者のうち敵国に捕らえられた兵士(捕虜)は、敵対行為の結果、復讐・報復などの理由から極めて悲惨な待遇の下に置かれることが多い。そこで、「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」(以下「ジュネーブ第三条約」という。)は、捕虜となる者について詳細な保護規定を設けている。

本稿においては、まず最初に国際人道法上、捕虜とみなされるためにはいかなる要件を満たす必要があり、また捕虜がいかなる保護を享受しうるかについて概説する。次に具体的事例として、テロリストにも捕虜資格は認められるかという点につき、テロリストの捕虜資格を否定した例(アメリカ政府のタリバンおよびアルカイダ抑留兵士に対する取扱い)を取り上げる。

I 国際人道法上の捕虜

1 捕虜資格

国際的武力紛争において、戦闘員は敵対行為に直接参加する権利を有する。戦闘員資格の本質は、敵対する戦闘員を殺害し、もしくは負傷させ、または軍事目標を破壊する合法的な資格

を有する点にある⁽²⁾と言われる。戦闘員は、たとえ殺人、器物損壊というような平時においては重大な犯罪に相当する行為を犯したとしても、当該行為が国際人道法の許容する範囲内であれば、刑事責任を問われることはない。もっとも、戦闘員が国際人道法に違反する行為(戦争犯罪)を行った場合、その行為について、この免責特権は失われる。戦闘員が敵の権力内に陥った場合は、捕虜として国際人道法の定める保護を享受することができる⁽³⁾。

戦闘員が敵の権力内に陥ったときに捕虜として保護されるという国際人道法上の原則は、戦闘員資格と捕虜資格との一致をもたらすものである。時代の変遷と共にゲリラ戦などの不正規兵を主体とする戦術が多用され、不正規兵の戦闘員資格が問題となったことにより、戦闘員資格が正規軍(軍隊)の構成員のみならず、不正規兵にまで拡大されてきた。このことは、同時に戦闘員保護のための捕虜資格の拡大につながった。

国際的武力紛争中に敵の権力内に陥った者がどのような取扱いを受けるかの問題は、古くから、当該紛争当事国にとってのみならず、現実

(1) 第二次世界大戦までは、国際法の体系は平時国際法と戦時国際法とに二分され、戦時国際法は交戦当事国に適用される交戦法規と、交戦国と中立国との関係を規律する中立法規とによって構成されていた(前者のみを戦時国際法とする立場もある)。武力行使の違法化に伴い、武力紛争を法的に規律するという意味で「武力紛争法(Law of Armed Conflicts)」の用語が軍隊などを中心に用いられるようになった。他方、武力紛争犠牲者保護という人道的観点から、赤十字国際委員会が1971年の「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展」のための政府専門家会議において、「国際人道法(International Humanitarian Law)」の名称を提唱した。今日、「戦時国際法」に関する統一された表現は定まっていないが、本稿においては以下「国際人道法」を用いる。なお、本稿で用いた条約の日本語訳は、大沼保昭・藤田久一 編集代表『国際条約集 2003』有斐閣 に従った。

(2) Robert K. Goldman, Brian D. Tittmore, "Unprivileged Combatants and the Hostilities in Afghanistan; Their Status and Rights Under International Humanitarian and Human Rights Law.", *The American Society of International Law Task Force on Terrorism* (December 2002), p.2 <<http://www.asil.org/taskforce/goldman.pdf>>; Inter-American Commission on Human Rights, "Report on Terrorism and Human Rights", 22 October 2002, p.68 <<http://www.cidh.oas.org/Terrorism/Eng/toc.htm>>

(3) Knut Dörmann, "The legal situation of "unlawful/unprivileged combatants".", *International Review of the Red Cross*, March 2003, Vol.85 No.849, pp.45-46.

に捕らえられた個人にとっても重大な問題であった⁽⁴⁾。古い時代においては、敵に捕らえられた個人は、皆殺しにされるか奴隷にされるのが普通であった。その後、捕虜交換または捕虜買戻しの方法が一般的に採用されるようになり、さらに18世紀に入ると、人権思想に基づいて、捕虜もまた人道的に待遇されなければならないと主張されるようになってきた⁽⁵⁾。また捕虜が軍隊に復帰して再び戦闘員となることを防止するため、捕虜は敵対国家（軍隊）の権力下に置かれるようになった。

近代における国際法上の戦闘員資格および捕虜資格は、西洋諸国の軍事組織の形態や戦闘方法の特徴に対応しつつ規定されてきた。すなわち、戦闘員資格および捕虜資格は近代国家の正規の軍隊構成員に与えられることを原則とし、例外的・付加的に軍隊に属さない民兵、義勇兵、さらに群民兵も一定の条件をみたす限りで戦闘員、捕虜として認めるといふ、いわば二元構造に分類する仕方が採られてきた⁽⁶⁾。

この二元構造は、1899年および1907年の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」（以下「ハーグ陸戦規則」という。）において次のように表現されている。

(1) 民兵または義勇兵（第1条）

民衆の組織する団体であって、次の条件を備える場合

- ①部下の為に責任を負う指揮官がいること。
- ②遠方から認識可能な固着の特殊徽章を有すること。
- ③公然と武器を携帯していること。

④戦争の法規慣例を遵守すること。

(2) 群民兵（第2条）

まだ占領されていない領域の住民が、敵の接近に際し、占領されまいと抵抗する場合に(1)の③④の条件を備えること。

このハーグ陸戦規則の基準は1929年の捕虜条約を経て、ジュネーブ諸条約でも受け継がれた。ジュネーブ第三条約の定める捕虜資格は、次のようなものである（第4条）⁽⁷⁾。

捕虜とは、次の部類の一に属する者で敵の権力内に陥ったものをいう。

- ①紛争当事国の軍隊の構成員と、その軍隊の一部をなす民兵隊または義勇隊の構成員（正規軍構成員）
- ②紛争当事国に属するその他の民兵隊および義勇隊の構成員（組織的抵抗運動団体の構成員を含む。）で、その領域が占領されているかどうかを問わず、その領域の内外で行動するものであって、上記ハーグ陸戦規則の4条件を満たすもの（不正規兵）
- ③正規の軍隊の構成員で、抑留国が承認していない政府または当局に忠誠を誓ったもの（亡命政府の正規軍）
- ④占領されていない地域の住民で、敵の接近にあたり正規の軍隊を編成する時日がなく、侵入する軍隊に抗敵するために自発的に武器をとるもので、公然と武器を携行し、かつ、戦争の法規慣例を尊重する場合（群民兵）

なお、第4条では、上記の者のほか、軍隊中の文民の一部にも捕虜資格を認めている。

(4) 竹本正幸『国際人道法の再確認と発展』東信堂 1996, p.157.

(5) 国家間の条約として具体化された例として、1785年のアメリカとプロシア間の捕虜の待遇に関する条約などがある。

(6) 藤田久一「捕虜資格と国際人道法の展開」『国際法外交雑誌』77巻5号, 1979.3, p.21.

(7) 藤田久一『新版 国際人道法 再増補』有信堂 2003, pp.141-142.

ジュネーブ第三条約においては、第二次世界大戦中、占領地域内で組織的な抵抗運動が行われたことを踏まえ、「組織的抵抗運動団体」についても上記4条件を満たす場合に、その領域が占領されているかどうかを問わず、捕虜資格が認められると定められた（第4条A(2)）。

組織的抵抗運動団体とは、一般にゲリラ、パルチザン等の名称で呼ばれている。ハーグ陸戦規則では、パルチザン行動は敵の侵入の初期段階においてのみ認められ、占領地域において占領軍に抵抗するものは保護されていない（第1条および第2条）。しかし、第二次世界大戦中のヨーロッパの占領地域に発生した組織的な抵抗運動により、ゲリラ戦は独立の戦術に発展するとともに、現代の武力紛争では占領軍を駆逐することが正当政府の責任であるとの考え方が普及するようになった⁽⁸⁾。

第二次世界大戦後の武力紛争においては、非正規軍による戦闘が増大し、特に革命戦争、民族解放戦争、植民地解放戦争のような非国家間の武力紛争にあっては、紛争の特性や発生過程からゲリラ戦が多用されるようになった。しかし、ハーグ陸戦規則やジュネーブ諸条約においては、ゲリラ戦に関する十分な考慮はなされていないため、これらの者について国際法上どのように扱うべきかが問題となった。例えばベトナム戦争時において問題となったのは、もっぱらゲリラ戦を主用した北ベトナムのベトコン組織に属する兵員の取扱いであった。これに関し、アメリカは一定の緩和基準を設けて正規交戦者としての取扱いを行った⁽⁹⁾。これは、経験的実質的な定義法であって、法律上の定義というよりは、むしろ軍事上および政治上の考慮に基

づく定義とされる⁽¹⁰⁾。

そこで1977年のジュネーブ諸条約の第一追加議定書「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（以下「第一追加議定書」という。）では、捕虜資格条件の大幅な緩和を認めた。すなわち、正規兵力と不正規兵力の区別をせず、紛争当事国（民族解放運動を含む。）の軍隊の構成員（衛生要員、宗教要員は除かれる。）で、敵の権力内に陥った戦闘員はすべて捕虜とみなされる（第一追加議定書第44条第1項）。この「軍隊」は、敵国から承認されていない武装集団でもよく、さまざまな構成員からなる極めて広い概念となっている。また戦闘員は「攻撃に従事している間又は攻撃に先立つ軍事行動に従事している間は、自己を文民たる住民から識別することができるようにする義務を負う」が、文民と識別させることができない状況においては、交戦に従事しており、参加することとなる攻撃の開始に先立つ軍事展開に従事しているときに敵に目撃されている間は、武器の公然携行を条件に戦闘員資格が認められる（第一追加議定書第44条第3項）。この第一追加議定書によって、戦闘員資格と捕虜資格との一致がもたらされ、また、正規・不正規軍による条件の相違をもはや課さないという意味での捕虜資格の一元化（条件の平等化）が達成されたといえる⁽¹¹⁾。

以上のように捕虜資格の範囲は、第一追加議定書により拡大された一方で、スパイと傭兵の捕虜資格については除外された。

スパイは、ハーグ陸戦規則第29条に「交戦者ノ作戦地帯内」で敵に通報する意図のもとに行

(8) 足立純夫『現代戦争法規論』啓正社 1979, p.56.

(9) United States Military Assistance Command, Vietnam, Directive No.381-46 of December 27, 1967, Annex A, Criteria for Classification and Disposition of Detainees, 「被抑留者の分類及び処理に関する基準」足立純夫編『武力紛争関係条約集』啓正社 1979, pp.322-324.

(10) 足立, 前掲書 (注(8)), pp.57, 181-183.

(11) 藤田, 前掲書 (注(7)), p.142.

動して情報を収集する者と規定されるとおり、国際人道法上禁止された存在ではない。敵情および地形探知のための必要な手段であって、古くから正当な国家の行為の一つとして認められてきたものである。第一追加議定書第39条第3項においても、このことは確認されている。ただし、敵国に捕らえられた場合、捕虜としての待遇を受けることができず、その国の軍事刑法と普通刑法で厳しく処罰されることとなる。スパイは「諜報活動に従事している間に捕らえられた場合」(第一追加議定書第46条第3項)または「その者の属する軍隊に帰着する前に捕えられる場合」(同条第4項)にのみスパイとして扱われる。また軍人にあっては、変装せずに正式な軍服を着ている場合は、スパイとはみなされない(同条第2項)。

傭兵にあっては、第一追加議定書第47条で戦闘員資格のみならず捕虜資格からも除外されている。もともと傭兵は、中世から絶対王政期にかけては常備軍の核であって、正当化された存在であったが、国民軍の形成により傭兵制度は衰退した⁽¹²⁾。しかし、第二次世界大戦後いくつかの武力紛争において、再び傭兵と呼ばれるものが使われている。特にアフリカにおける解放闘争(コンゴ、アンゴラ等)においては、解放運動を抑圧するため政府に雇われ、残虐な行為を働いた例が多く、国際社会から非難を受けた。すでに1967年には、国連安保理による傭兵の募集禁止の要請がなされていたが、追加議定書制定時に傭兵に関する検討が行われ、第一追加議定書第47条が採択された。

第一追加議定書第47条第1項は「傭兵は、戦闘員又は捕虜となる権利を有しない」と規定す

る。ここでいう傭兵とは、同条第2項の規定によれば、以下のすべての条件を満たす者とされる。

- (a) 武力紛争で戦うために現地でまたは外国で特別に徴募されていること。
- (b) 実際に敵対行為に直接参加していること。
- (c) 主として私的利得を得るために敵対行為に参加し、かつ、紛争当事国によってはまたはその名で、当該国の軍隊における類似の階級および任務を有する戦闘員に約束され、または支払われるものよりはっきり優る物質的報酬を実際に約束されていること。
- (d) 紛争当事国の国民でもなく、また、紛争当事国が支配している地域の住民でもないこと。
- (e) 紛争当事国の軍隊の構成員でないこと。
- (f) 紛争当事国以外の国によって、その国の軍隊の構成員として公の任務で派遣した者ではないこと。

これらの条件のうち、(e)の条件は、傭兵が軍隊に編入されたときに解消するので(例えばフランス軍の外人部隊)、実際には第一追加議定書第47条の定める傭兵に該当する者は、非常に例外的な場合に限られる⁽¹³⁾。

また、「傭兵は、戦闘員又は捕虜となる権利を有しない」との規定が、傭兵に権利を与えることを禁止したものか、権利を与えるか否かは、当該傭兵を捕らえた側の裁量によるものなのか、という点については解釈が分かれている。

なお、国連は1998年に「傭兵の募集、使用、資金援助及び訓練に関する国際条約」⁽¹⁴⁾を採択した。この条約によれば、傭兵を募集、使用、資金援助または訓練することは、すべての国にとって重大な関心を引く犯罪である(第2条)。

(12) 同上, p.87.

(13) Dieter Fleck, *The Handbook of Humanitarian Law in Armed Conflicts*, (New York, Oxford University Press, 1995), p.69.

(14) International Convention against the Recruitment, Use, Financing and Training of Mercenaries, UN Doc, A/RES.44/34.

また戦闘に参加する傭兵は犯罪者として処罰される（第3条）。締約国はこれらの行為を禁止し、防止および処罰のための措置をとるとともに、協力しなければならない（第5条から第7条まで）。

2 捕虜の待遇

それでは、国際人道法上、捕虜の待遇はどのように規定されているのであろうか。捕虜の待遇については、ハーグ陸戦規則、1929年の捕虜条約やジュネーブ第三条約などで、詳細に規定されている。なお、第一追加議定書では、捕虜の待遇については何も触れられていない。

ジュネーブ第三条約は、第二次世界大戦中の捕虜収容所における経験を踏まえて規定が設けられ、「捕虜の一般的保護（第二編）」「捕虜たる身分（第三編）」「捕虜たる身分の終了（第四編）」などから構成されている。

(1) 捕虜の一般的保護

捕虜は、「これを捕えた個人又は部隊の権力内」に置かれるのではなく、「敵国の権力内」に置かれる。当該捕虜を拘束している国（抑留国）は捕虜の待遇について、これを虐待した者が個人的責任を負わされるだけでなく、国家としても責任を負わなければならない（第12条第1項）。これは、捕虜の待遇を国家の問題として扱い、捕虜を捕らえた個人や部隊が捕虜に勝手な取扱いをすることを防止し、またそれに対する国家の責任回避を禁じた規定である⁽¹⁵⁾。

捕虜個人に対する一般的保護の内容は、人道的待遇を基本とし、抑留国の不法な作為あるいは不作為によって捕虜を死亡させ、またはその健康に重大な危険を及ぼすこと、ならびに捕虜に対して不当な身体の切断または医学的・科学的実験を行うことは禁止されている（第13条）。さらに暴行、脅迫、侮辱のほか、公衆の好奇心から保護しなければならない（同条）。1991年

の湾岸戦争時にイラク側が捕虜の映像を放映したことは、この規定に違反する行為といわれている。また捕虜は、階級や性別、健康状態、年齢などを理由として有利な待遇が与えられる場合は別として、人種・国籍・宗教的信条あるいは政治的意見で差別されず、均等に待遇されなければならない（第16条）。そして、捕虜はその同意が無い限り、捕虜になった時に勤務していた軍隊に属する捕虜と分離してはならない（第22条）。

(2) 捕虜たる身分

捕虜は、尋問を受けた場合には、その氏名・階級・生年月日、軍等の名称、個人番号・登録番号について答えなければならない。また捕虜に対する尋問は、その者が理解する言語で行わなければならない。さらに捕虜から情報を得ようとして、捕虜に肉体的・精神的拷問その他の強制を加えることは禁止されている（第17条）。

抑留国は捕虜を抑留した後、その捕虜に対して、収容所から一定の距離以上離れない義務、または柵をめぐらしている場合には、その柵の外に出ない義務を課することができる（第21条）。ただし、衛生上の保護のために必要な場合を除いて、拘禁することは許されない（同条）。また捕虜の営舎は、同一地域内にある抑留国軍隊の営舎と同様の条件であって（第25条）、毎日の食糧の量や質、種類は、良好な健康状態を維持し、かつ体重の減少や栄養不良を防止するのに十分なものでなければならない（第26条）。さらに宗教的、知的、肉体的活動も、軍当局が定める日常の規律に従うことを条件として認められる（第34条、第38条）。このほか、ジュネーブ諸条約およびその付属書の本文などを捕虜の用いる言語により、すべての捕虜が読むことができる場所に掲示しておかななければならない（第41条）。そして、逃亡を企てる捕虜に対する武器の使用は、最後の手段とし、それに先立っ

(15) 城戸正彦『戦争と国際法』嵯峨野書院 1993, pp.190-191.

て時宜に適した警告を必ず与えなければならない(第42条)。

抑留中の捕虜にさせることができる労働については、捕虜の労働が抑留国にとって戦争経済への貢献をもたらすことから、古くから問題となった。

捕虜の労働に関する基本原則として、抑留国は、特に捕虜の身体的・肉体的健康状態を良好にしておくため、捕虜の年齢、性別、階級および身体的適性を考慮して、健康な捕虜を労働者として使用することができる(第49条)。もっとも捕虜の階級によって区別し、下士官には監督者としての労働を要求できるが、将校に対しては労働を強制してはならない(同条)。また、捕虜の労働自体が抑留国の戦争経済に貢献することがあるので、具体的に捕虜にさせることができる労働を列挙する一方、敵対行為を利する性質の労働(軍事的性質または目的をもつもの、あるいは機械工業や化学工業など)は禁止されている(第50条)。さらに、捕虜を保護する立場から、「自ら希望しない限り、不健康又は危険な労働に使用してはならない」と規定した。もっとも、特に「機雷、地雷その他これらに類する機器の除去は、危険な労働と認める」と規定することで、捕虜が自らの意思であれば機雷除去の労働を行いうる余地を残している(第52条)。このほか、捕虜の労働上の適性は、少なくとも毎月一回、身体検査によって定期的に確かめなければならない(第55条)、捕虜には労働賃金が支払われなければならない(第54条、第62条)。

(3) 捕虜と外部との関係(第三編第五部)

抑留国は捕虜を捕らえたとき、ただちに捕虜および利益保護国⁽¹⁶⁾を通じて、ジュネーブ第三条約第三編第五部の規定を実施するためにと

る措置を捕虜の本国に通知しなければならない(第69条)。また捕虜個人が収容所に到着した後一週間以内に、その家族および中央捕虜情報局(第123条)に、捕虜となった事実、その名前と健康状態を知らせる通知票を、当該捕虜が直接送ることができるようにしなければならない(第70条)。さらに、捕虜には、定期的に家族との手紙および葉書の送付・受領(第71条)のほか、特に食糧、被服、医療品および捕虜の必要を満たす宗教、教育または娯楽用物品を内容とする個人または集団あての荷物を受領することを許さなければならない(第72条)。

(4) 捕虜と抑留国当局との関係(第三編第六部)

捕虜は、軍当局に対して、抑留条件に関する要請を申し立てる権利を持ち、その申立て事項を直接に、または捕虜代表を通して、利益保護国の代表者に申し入れる権利を無制限に持つ(第78条)。一方、捕虜は抑留国の軍隊に適用される法律、規則および命令に服さなければならない。抑留国はこれらの違反行為に対して、捕虜に司法上または懲戒上の措置をとることができる(第82条以下)。ただし、その手続または処罰は司法手続、懲戒罰等の措置について規定した第82条から第108条の規定に違反するものであってはならない。

そして、特に「捕虜とされる前の行為について抑留国の法令に従って訴追された捕虜は、この条約の利益を引き続き享有する」と定め、戦争犯罪で訴えられた捕虜が、条約上の捕虜待遇を受けることを明らかにしている(第85条)。ただし、この規定は、旧社会主義諸国では適用が留保された。

(5) 捕虜たる身分の終了(第四編)

捕虜身分は、次の事由によって終了する⁽¹⁷⁾。

⁽¹⁶⁾ 戦争等により、外交関係の不存在または外交断絶の状況にある当事国間で、一方の当事国たる依頼国のために、他方の当事国たる在留国において、依頼国を代表してその国家および国民の利益の保護にあたる国家

⁽¹⁷⁾ 城戸、前掲書、p.193.

- ①重傷および重病の捕虜を本国へ送還すること（第109条）。
- ②敵対行為の終了まで、傷者および病者を中立国病院へ入院させること（第109条から第117条まで）。
- ③敵対行為の終了後、捕虜を解放し送還すること（第118条・第119条）。
- ④捕虜が逃亡に成功すること（第91条）。
- ⑤捕虜が死亡すること（第120条・第121条）。

敵対行為終了後の捕虜の解放・送還については、「敵対行為が終了した後遅滞なく解放し、且つ、送還しなければならない」とし、また、そのための当事国間の協定が作られていない場合にも、各抑留国は遅滞なく送還計画を作成し、かつ実施しなければならない（第118条）。ただし、訴追することができる違反行為についての刑事訴訟手続がその者について進行中の捕虜は、司法手段および必要があるときは刑の執行が終わるまでの間、抑留することができる。また、訴追することができる違反行為について、すでに有罪の判決を受けた捕虜についても同様である（第119条）。

II 同時多発テロ事件に係るアメリカの軍事行動における捕虜

2001年の同時多発テロ事件とそれに対するアメリカの軍事行動は、「テロとの戦争（新しい戦争）」と呼ばれ、従来の国際法では想定されなかった事態と言われる。同時多発テロ事件はアメリカに対する「武力攻撃」なのか、またアメリカの軍事行動は自衛権の援用により正当化され得るのか、といった武力行使の当否を規制

する国際法上の論点のほかに、捕虜資格の認定および抑留者の処遇に関して様々な国際人道法上の論点が提起されている。

アフガニスタンにおける軍事行動において、捕虜資格との関係で特に問題となったのは、タリバン（Taliban）とアルカイダ（Al Qaeda）勢力の兵士が、アメリカの権力内に陥った場合の地位および処遇についてである。すなわち、アメリカが拘束したタリバン兵士とアルカイダの構成員の捕虜資格を認めず、「不法な戦闘員（unlawful combatant）」として「特別軍事法廷」⁽¹⁸⁾ にかける方針を打ち出したことに対し、アメリカ内外から強い批判が加えられている。また、抑留されたタリバン兵士とアルカイダ構成員に対して、グアantanamo基地において目隠しや拘束衣の着用といった処遇がなされていたことについても、人道的待遇をすべきであるとの批判を受けている。

そこで、以下では捕虜の取扱いに関する具体的事例として、このアフガニスタンにおける軍事行動の事例を取り上げる。

1 同時多発テロ事件の経緯⁽¹⁹⁾

2001年9月11日に発生した、いわゆるアメリカ同時多発テロ事件では、4機のアメリカ国内線民間航空機がほぼ同時にハイジャックされ、ニューヨークの世界貿易センタービルやワシントンのアメリカ国防総省に対し自爆攻撃が行われ、多数の死者が出た。

この事件後の9月20日に、ブッシュ（George W. Bush）大統領は上下両院合同会議で演説し、この事件をアフガニスタンを拠点とする組織「アルカイダ」とその指導者オサマ・ビン・ラー

(18) 「特別軍事法廷」の原語は "military commission" である。一般に日本の報道では「特別軍事法廷」と訳されており、以下ではこの表記を用いる。なお、アメリカの軍事司法制度は、統一軍事法典（Uniform Code of Military Justice）で定められており、軍法会議（courts-martial）と特別軍事法廷（military commission）の二種類の裁判制度を規定している。アメリカの軍事司法制度の詳細（両者の相違）については、福田毅・松山健二「米国の軍事司法制度」『調査と情報』No.381, 2002.1.28, pp.6-10を参照。

(19) 経緯の記述に当たり、谷内正太郎「9.11テロ攻撃の経緯と日本の対応」『国際問題』No.503, 2002.2, pp.2-4.を主として参考にした。

ディン（Osama bin Laden）によるものであるとして、ビン・ラーディンやアルカイダを匿っているアフガニスタンのオマル師（Mullah Omar）率いるタリバン政権に対して次の要求⁽²⁰⁾を行った。

- ①アフガニスタン国内に潜むアルカイダの指導者をすべて米国当局に引き渡すこと。
- ②同国内で不当に拘留されている米国人およびすべての外国人を釈放すること。
- ③同国内の外国人記者、外交官、援助隊員を保護すること。
- ④アフガニスタン国内のテロリスト訓練キャンプをすべて直ちに永久閉鎖し、テロリストおよびそのすべての支援組織員を、適切な当局に引き渡すこと。
- ⑤米国がテロリスト訓練キャンプの活動停止を確認できるよう、米国に同キャンプへの自由な立ち入りを許可すること。

9月20日タリバン政権の評議会がビン・ラーディンの自主的な国外退去を勧告したが、翌21日タリバン政権の在パキスタン大使は、ビン・ラーディンの関与を示す証拠が示されない限り、引渡しを行わないとの立場を確認した。これを受け、2001年10月7日、アメリカの部隊はアフガニスタンに対する軍事行動「不朽の自由作戦（Operation Enduring Freedom）」を開始した。この軍事行動は、タリバン政権の軍事施設や政府関連施設、アルカイダの拠点と目される地域等への爆撃に始まり、アメリカ軍の支援下でのアフガニスタンの反タリバン勢力（北部同盟、

パシュトゥーン人勢力）の攻勢も加わり、タリバン政権は急速に支配領域を失った。アメリカの部隊は、11月10日に北部のマザリシャリフを、さらに13日には首都カブール、14日にはジャララバードを制圧した。その後戦線はアフガニスタン南部に移り、タリバンの拠点であるカンダハルやトラボラで戦闘が続けられたが、12月中旬までにこれらも反タリバン勢力が支配することとなった。これに伴い、タリバンとアルカイダ勢力のアフガニスタンにおける支配領域は事実上消滅した。

なお、2001年11月13日、ブッシュ大統領は、軍最高司令官としての大統領の権限⁽²¹⁾に基づき、対米同時多発テロ事件に関与した容疑者の裁判を特別軍事法廷で行うとの大統領令⁽²²⁾を発した。

2 同時多発テロ事件と「テロとの戦争」の法的性質

(1) 同時多発テロ事件の国際的武力紛争性

同時多発テロ事件は、国際的武力紛争（国家間に生じた国際的性質を有する武力紛争）の開始原因にあたるのか、それとも単なる刑事事件なのか。これは抑留されたタリバン兵士とアルカイダの構成員の捕虜資格の有無を判断する前提として、非常に重要な問題である。なぜならば、同時多発テロ事件の法的性質をどのように捉えるかにより、抑留されたタリバン兵士とアルカイダの構成員の法的地位と処遇が異なってくるためである⁽²³⁾。ここでは、同時多発テロ事件の法的性質を「国際的武力紛争」と「刑事事件」の双方の観点から整理した後、同時多発テロ事

⁽²⁰⁾ President Declares "Freedom at War with Fear" September 20, 2001 <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/09/>>

⁽²¹⁾ アメリカ合衆国憲法第2条第2節第1項。

⁽²²⁾ Military Order, Detention, Treatment, and Trial of Certain Non-Citizens in the War Against Terrorism, 66 Federal Register 57,833 (November 13, 2001). なお、大統領令の詳細については、福田・松山、前掲論文、pp.4-6を参照。

⁽²³⁾ 藤田久一「国際法から見たテロ、アフガン武力紛争」『軍縮問題資料』No.255, 2002.1, p.12, 福田・松山、前掲論文、p.12.

件に対する自衛権援用の是非につき、各国の対応と識者の見解を示す。

(i) 国際的武力紛争と見る立場

仮に同時多発テロ事件が、国際的武力紛争に該当する事態であるならば、抑留されたタリバン兵士とアルカイダの構成員は国際人道法の適用を受け、抑留された際に捕虜としての地位が推定されることとなる。一般に、国際的武力紛争中に、同時多発テロ事件のような市民を目標とした無差別な暴力行為が行われた場合、当該行為は戦争犯罪を構成する。したがって、同時多発テロ事件を契機として国際的武力紛争が発生したと認識しうるのであれば、同時多発テロ事件に関与した（とされる）アルカイダの構成員を、戦争犯罪者として軍事裁判所等で裁くことは妥当といえよう。また、この場合にあっては、テロ行為の首謀者とされるビン・ラーディンと実行組織であるアルカイダの構成員の逮捕が意図されており、この点においてアメリカによる犯罪捜査・容疑者逮捕のための軍事行動と警察行動が一体化し、または軍事行動による刑事目的の達成の企てがなされていたと解釈される⁽²⁴⁾。

(ii) 通常の刑事犯罪と見る立場

同時多発テロ事件を通常の刑事犯罪とみる立場からは、同時多発テロ事件の実行犯は戦争犯罪者としてではなく、通常の刑事法に違反したものとして、管轄権を有する裁判所の司法手続に基づき裁判を受けることとなる。この場合、

軍事裁判所等ではなく、一般的には、管轄権を有するいずれかの国の国内裁判所によって、当該国の司法手続に基づき、実行犯を裁くこととなる⁽²⁵⁾。

また、刑事事件の捜査にあっては、被害国は容疑者に対して、自国領域内（場合によっては、公海やその上空も含まれる。）で警察行動をとる権利を有する。しかし、アフガニスタンの領域において、アフガニスタンの要請または許可の無いままに犯罪捜査・容疑者逮捕のためにアメリカの軍隊が行動し、その領域を侵犯するならば、アフガニスタンの主権の侵害となるとも解される⁽²⁶⁾。

国際テロリズムの規制にあっては、広く多数の諸国または人類が共通の利害関係をもつ特定の法益を侵害する行為として、慣習国際法または条約で犯罪として処罰すべきものと定められている。もっとも、テロリズムに係る国際法上の定義は未だ確立していないため、各種テロ行為に関して個別の類型ごとに合計12の条約⁽²⁷⁾が採択され、当該行為を犯罪化することによってテロ犯罪の抑止が試みられてきた。これに従って、各国が刑罰規定を制定し、国内法の手続の下にその個人を訴追し処罰することとなる。

なお、国際的武力紛争時であっても、テロ行為を行った者を、その行為について通常の刑事犯罪を犯した者として国内裁判所において裁くことは可能である。実際、アメリカは同事件を国際的武力紛争の契機として認識していたものと思われるが（後述）、アフガニスタンで拘束されたアメリカ国籍を有するタリバン兵、ジョ

⁽²⁴⁾ 古谷修一「国際テロにいかに対処すべきか」『法律時報』74巻6号、2002.5、p.13、藤田久一「九・一一大規模テロと諸国の対応」『国際問題』No.505、2002.4、pp.26-27。

⁽²⁵⁾ 常設の国際刑事裁判所（ICC）の活用を主張する立場もある。例えば、Antonia Cassese, "Terrorism is Also Disrupting Some Crucial Legal Categories of International Law.", *European Journal of International Law*, 12-5 (2001), pp.994-995.

⁽²⁶⁾ 松井芳郎『テロ、戦争、自衛』東信堂、2002、pp.20-24。

⁽²⁷⁾ United Nations Treaty Collection Conventions on Terrorism <<http://untreaty.un.org/English/terrorism.asp>>（2003年10月20日現在）による。なお、同ページにおいては、地域機関において採択された7つのテロ関連条約についても掲載されている。

ン・ウォーカーは、テロ行為の共謀（合衆国法典第18編第113B第2332b条違反）および海外のテロ組織への援助（同第2339B条違反）等の罪でアメリカ連邦地方裁判所に起訴された⁽²⁸⁾。

(2) 自衛権の援用の妥当性

同時多発テロ事件とそれに対するアメリカの軍事行動には、自衛権が援用された。アメリカは、同時多発テロ事件を国連憲章第51条に規定された「武力攻撃」と捉え、国連安保理に対して、その軍事行動を自衛権の行使と説明している⁽²⁹⁾。NATOも同時多発テロ事件をアメリカへの「武力攻撃」とみなし、北大西洋条約第5条の集団防衛条項を発動した。これは、同時多発テロ事件を集団的自衛権行使の対象とみなしたことに基づくものである。日本も同時多発テロ事件を「武力攻撃」に該当するものと判断している⁽³⁰⁾。このように各国の対応にあっては、政治的意図に基づく部分が多いにせよ、アルカイダのテロ行為に対するアメリカの自衛権に基づく軍事行動を正当とみなし、同時多発テロ事件の時点から国際的武力紛争が発生したとの認識で、おおむね一致しているように思われる。

しかし、学説では自衛権援用の是非、すなわち同時多発テロ事件の国際的武力紛争性の有無について、見解は大きく分かれている。そこには、自衛権の援用について、次の二つの論点がある。第一の論点は、私的集団たるアルカイダが行ったテロ行為が国連憲章第51条の「武力攻撃」に該当し、それに対する自衛権の行使は認められるのか、という点である。第二の論点は、アフガニスタンの事実上の政府たるタリバン政権が、アルカイダに領域を使用させ、そのテロ

行為を援助（または黙認）したことについて、アフガニスタンに国家責任が生じるといえるのか、という点である。

(i) アルカイダの非国家主体性

(a) 慣習法上の自衛権

国連憲章第51条は、「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には」国家の自衛の固有の権利を害するものではないと規定している。もっとも国連憲章採択以前にも自衛概念は存在し、急迫不正な侵害行為に対してやむを得ず自国の法益を守る権利とされてきた。その先例として、1837年のカロライン号事件⁽³¹⁾が挙げられる。カロライン号事件とは、1837年にイギリスの植民地であったカナダで独立を企てた反乱が起きた際、イギリス側が反乱軍の人員・軍需品の輸送に従事していたアメリカ船籍のカロライン号をアメリカ領域内で襲撃した事件である。アメリカは、自国領内での自国民の殺害・財産破壊につき抗議したのに対し、イギリスは自衛および自己保存に基づく行為であるとして弁明した。

この慣習法上の自衛権の要件は、国連憲章第51条の要件と比較して、より緩やかなものとされる。すなわち、カロライン号事件においてウェブスター米国务長官があげた条件（差し迫った自衛の必要があり、手段の選択の余地がなく、熟慮の時間もないとき）の下に、非国家主体による「武力攻撃」に至らない法益侵害に対しても自衛権の行使が可能であって、自助および先制自衛も禁止されないとするのである。

自衛権に関して、国連憲章第51条は、この「慣習法上の自衛権」を制限していないとする

⁽²⁸⁾ 福田・松山、前掲論文、p.10.

⁽²⁹⁾ Letter dated 7 October 2001 from the Permanent Representative of the United States of America to the United Nations addressed to the President of the Security Council, *UN Doc S/2001/946*.

⁽³⁰⁾ 平成13年10月10日 第153回国会「衆議院会議録」第5号、pp.9-10.

⁽³¹⁾ なお、カロライン号事件は、自衛権というより、むしろ緊急避難行為の先例として解する立場もある（田岡良一『国際法上の自衛権 補訂版』勁草書房 1985、pp.40-43.）。

立場がある。これに関連して、カロライン号事件が、私人の行為に対して自衛権が主張されたことを根拠に、同時多発テロ事件が「武力攻撃」に該当するとして、アルカイダへの自衛権の行使を是認する立場がある⁽³²⁾。

他方、国連憲章の目的は、個別国家による武力行使をできる限り禁止・制限することであり（国連憲章第2条第4項）、国連憲章第51条は、他国の武力攻撃を伴わない法益の侵害に対して、また武力攻撃が現実のものではなく、まだ切迫している段階では、自衛権の行使を許すものではないとして、自助および先制自衛は許されず、慣習法上の自衛権を認めない立場も有力である。この立場にあっては、アルカイダが非国家主体であることから、アルカイダの犯行とされる同時多発テロ事件は、自衛権行使の前提とされる「国家」の「武力攻撃」に該当しないと批判する者もいる⁽³³⁾。

いずれにしても、自衛権の行使に際しては、危害の急迫性が必要であり（「必要性」）、さらに反撃の程度についても、「均衡性」の要件が満たされなければならない（カロライン号事件の要件）⁽³⁴⁾。そこから、①同時多発テロ事件から約1ヵ月が経過した後に攻撃が行われたことをもって、自衛権の「必要性の要件」に欠けること⁽³⁵⁾、②同時多発テロ事件の被害と対比し

て対アフガニスタン軍事行動の規模がすでに均衡を失っていること（「均衡性の要件」）⁽³⁶⁾を論拠に挙げ、アメリカの軍事行動における自衛権の援用を否定的に捉える見解がみられる。

(b) 累積理論

従来のテロ行為にあっては、個別にみると私人の行為を前提とした刑法上の犯罪であることはもちろんであるが、当該テロ行為を自衛権発動の前提たる「武力攻撃」と同一視するには困難が生じる⁽³⁷⁾。これに関連して、単独のテロ行為としては小規模であっても、それらが累積して全体として「武力攻撃」を構成するという「累積理論」が、過去においても援用されてきた。

例えばイスラエルは、イスラエル周辺で生じていたゲリラ活動に関して、個別の行為が小さくとも、それらの累積・反復を全体としてみた場合に正規軍の武力攻撃と同等の効果を有する場合、一個の「武力攻撃」と考えて、周辺国のゲリラ組織の基地や施設に対する攻撃を自衛権の行使と主張してきた⁽³⁸⁾。

また、アメリカは、アメリカの政府関連施設や市民を標的にしたヨーロッパにおける一連のテロ（1985年のローマ、ウィーン両空港襲撃事件や1986年の西ベルリンのディスコ爆破など）をり

⁽³²⁾ Christopher Greenwood, "International Law and The 'War Against Terrorism.'", *International Affairs*, 78-2 (2002), p.308.

⁽³³⁾ 松井, 前掲書, pp.21-22.

⁽³⁴⁾ Michael Bothe, "Terrorism and the Legality of Pre-emptive Force." *European Journal of International Law*, 14-2 (2003), p.231. 藤田久一『国連法』東京大学出版会 1998, pp.293-294.

⁽³⁵⁾ 松井, 前掲書, pp.35-40.

⁽³⁶⁾ Alain Pellet, "No, This is not War!", *European Journal of International Law Discussion Forum*, 3 October 2001. <http://www.ejil.org/forum_WTC/ny-pellet.html>

⁽³⁷⁾ 森田章夫「国際テロと武力行使」『国際問題』No.516,2003.3, p.52.

⁽³⁸⁾ Richard J. Erickson, *Legitimate Use of Military Force Against State-Sponsored International Terrorism*, (Hawaii, University Press of the Pacific Honolulu, 1989), pp.143-144; Derek Bowett, "Reprisals Involving Recourse To Armed Force.", *American Journal of International Law*, 66-1 (1972), pp.5-6, 34-35; 宮内靖彦「国際テロ行為に対する報復爆撃の問題提起—国際法強制システム形成への胎動?—」『國学院法学』38巻1号, 2000.7, pp.99-100.

ビア政府の犯行であるとして、1986年4月にリビアのトリポリとベンガジを爆撃した際、それを自衛権の行使と説明した⁽³⁹⁾。さらに、1998年にはケニアとタンザニアにおける米国大使館が爆破され、アメリカは当該犯行をビン・ラーディンの指示に基づくものと断定し、アフガニスタンのテロ組織基地および化学兵器を製造していたとされるスーダンの工場を爆撃した際も、自衛権の行使を理由とした⁽⁴⁰⁾。このとき、アメリカは安保理に対し、次のように説明している⁽⁴¹⁾。

ビン・ラーディンの組織はこれまで「あらゆるところから攻撃は続く」との野蛮な警告を行ってきており、われわれは、同一のテロリスト施設からさらなる攻撃が準備されていると確信すべき証拠を持っている。合衆国は、それゆえ、これらの攻撃が継続することを防ぐために、武力行使を選択するほかなかった。

武力行使のため、合衆国は国連憲章第51条により確認された自衛権に基づいて行動した。攻撃された目標、使用された攻撃手段および攻撃の時間は、非戦闘員に対する付随的な損害の危険性を最小限にし、必要性および均衡性の要件を含む国際法に合致するよう注意深く決定された。

この「累積理論」に基づき、同時多発テロ事件はアルカイダによって過去に行われた米国大

使館爆破事件その他のテロ行為と一体とみなしうるものであって、「武力攻撃」のレベルに達しているとの主張もなされている⁽⁴²⁾。さらに、この立場にあっては、今後もテロ行為が引き続き行われる可能性が高いとして必要性の要件も満たすとする。

ただし、この「累積理論」が、国際法上確固たる理論となっているかについては一致をみえない。実際、国連の安保理や総会でも、イスラエルやアメリカの主張は受け入れられてこなかった。「累積理論」に対する有力な反論としては、①新たなテロ行為発生の可能性がいかに高くても、その時期や内容が不特定である限り、テロ集団の潜伏性とも相俟って判断が極めて困難であり⁽⁴³⁾、それ故に、②危惧されるテロ行為を抑止するための武力行使は、現実の具体的な攻撃行為に対処するための行動ではないことから、先制自衛に当たるとの主張がなされている⁽⁴⁴⁾。なお、先制自衛が認められるかについては、(a)で触れた慣習法上の自衛権と同様の問題が生じよう。

(c) 新たな国際慣習規則の構築

同時多発テロ事件は、これまで国際法の主体として認められてこなかったテロ組織に対して、被害国が自衛権に基づく武力行使を行っても「武力不行使原則」には違反しない事例として、新たな国際慣習規則が構築されたとみる見解⁽⁴⁵⁾もみられる。

(39) 西井正弘「大規模国際テロと国際法」『国際問題』No.505, 2002.4, pp.11-12.

(40) Sean D. Murphy, "Contemporary Practice of The United States Relating to International Law.", *American Journal of International Law*, 93-1 (1999), pp.161-167; 宮内 前掲論文, pp.85-95.

(41) Letter Dated 20 August 1998 from The Permanent Representative of the United States of America to the United Nations Addressed to the President of the Security Council, *UN Doc. S/1998/780*.

(42) Mary Ellen O'connell, "Lawful Self-Defense to Terrorism.", *The University of Pittsburgh Law Review*, Summer (2002), pp.893-899; Greenwood, *op.cit.*(32), p.312.

(43) 森田, 前掲論文, p.53.

(44) 松田, 前掲論文, pp.10-11. なお、武力復讐に当たると解する立場もある。Christine Gray, *International Law and the Use of Force*, (New York, Oxford University Press, 2000), pp.118-119.

(45) Cassese, *op.cit.*(25), pp.996-997. ただし、他方で、これまでに蓄積された国際法の一般原則の尊重も説く。

ただし、非国家主体が直接国際違法行為を行ったとみなし、それに対する「自衛権の行使」を認めるという考え方は、「国家」対「国家」の関係に基づき自衛権の行使について論じられてきた従来の国際法の枠組みを大きく変えるものとなる⁽⁴⁶⁾。そして、同時多発テロ事件の事例一つだけで法の変更が起きたと判断するのは早計であって、類似事例における国家実行を見極める必要があるとの反論も行われている⁽⁴⁷⁾。

(ii) 国家責任の帰属

(a) 実質的関与の要件

アフガニスタンの事実上の政府タリバン政権に、アルカイダによる（ものとされる）同時多発テロ事件の責任を帰属させることについて、アメリカは安保理に提出した書簡⁽⁴⁸⁾の中で、次のように主張している。

同時多発テロ事件およびアルカイダ組織によるアメリカとアメリカ国民に対する進行中の脅威は、アフガニスタンの国土をアルカイダの作戦基地として使用させるというタリバン政権の決定によって可能とされたものであり、アメリカおよび国際社会のあらゆる努力にもかかわらず、タリバン政権がその政策を変更せず、引き続きアフガニスタンの領土からアメリカに対するテロ活動の訓練・支援が行われている。

これは、タリバン政権がテロ組織であるアルカイダに領域を使用させ、そのテロ行為を援助（または黙認）したことをもって、アフガニスタンに国家責任が発生したということを根拠に、自衛権の行使を正当化しようとしたものと考え

られる。例えば、アメリカは、1998年のアフガニスタンおよびスーダンへの爆撃の際にも、両国が直接大使館爆破事件のイニシアチブを取った訳ではないが、テロ組織の活動を支援し、黙認してきたことの責任を問い、両国を爆撃している。

このテロ行為に対する国家の関与について、国際司法裁判所「ニカラグア事件判決」が参考となる。ニカラグア事件とは、ニカラグアがエルサルバドルの反政府ゲリラに対し、軍事的支援を行っているとして、アメリカがこれに介入したことに對して、1984年にニカラグアが、アメリカによるニカラグアの反政府勢力コントラに対する軍事援助の違法性の確認等を求めて、国際司法裁判所に提訴したものである。国際司法裁判所は、自衛権行使の要件（国連憲章第51条の「武力攻撃」の要件）の認定に際し、反徒への支援というテロ行為支援と類似の状況を踏まえて判示を行った。

この判決では「武力攻撃」を、1974年の国連総会決議「侵略の定義」第3条(8)に照らして、正規軍による越境攻撃に「相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装した集団、団体、不正規兵又は傭兵の国家による若しくは国家のための派遣、又はかかる行為に対する実質的関与」を含むものとして判示した⁽⁴⁹⁾。他方、「武器の供与、兵站の援助又はその他の援助という方法で反乱団体に支援を与えること」は、干渉または武力行使禁止原則の違反になる可能性を指摘しながらも、「武力攻撃」には含まれないとした⁽⁵⁰⁾。したがって、「派遣」または「実質的関与」という相当程度の国家の関与が認められれば、アフガニスタン（タリバ

(46) 西井, 前掲論文, pp.16-17.

(47) 松田, 前掲論文, pp.10-12.

(48) *UN Doc. op.cit.*(29)

(49) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Merits, *International Court of Justice Reports*, 1986, para. 195.

(50) *Ibid.*

ン政権)に国家責任を帰属させうると考えられる。

しかし、この点についてタリバンとアルカイダの関係が、「派遣」または「実質的関与」の要件を満たすほどに密接であったとは認定できないとする見解がある。すなわち、同時多発テロ事件がタリバン政権の指示によるとの証拠、あるいはその実行者がタリバン政権の職員であるとの証拠はないこと⁽⁵¹⁾、またタリバン政権がアルカイダの活動を支援または黙認し、その支配地域をテロ活動の準備や訓練に使用させていたとしても、それだけでは「ニカラグア事件判決」の要件に照らして、まだ「武力攻撃」とみなすことはできないこと⁽⁵²⁾から、「派遣」および「実質的関与」の要件について認められないとする。

このほか、例えば、浅田正彦京都大学教授は、2001年に国連国際法委員会が採択した国家の違法行為責任について規定した「国家責任条文草案」を論拠として、次のようにアルカイダのテロ行為のタリバン政権への国家責任の帰属を否定している⁽⁵³⁾。

国家責任条文草案第8条は、国家の指示または命令に基づき行われた私人の行為を国家の行為とみなすことを定めるが、タリバン政権がアルカイダに対して指示を与え、命令・支配する関係にあったとは考えられておらず、むしろ逆であったとさえ言われる。

そのような逆の場合に関連して、同草案第9条は「公の当局が存在せず、又は機能せず、かつ統治機能の一部の行使が求められる状況にお

いて」私人の行為が「当該統治機能の一部」の行使に当たる場合には、当該私人の行為を国家の行為とみなすと定める。しかし、タリバン政権はアフガニスタンを実効的に支配していたのであり、またアルカイダがアフガニスタンの統治機能を行使していたとは考えられず、この要件は満たさない。

また、同草案第11条は、当初は単なる私人の行為であっても、それを国家が自己の行為として認知・採用する場合には、その限りで国家の行為となると定める。しかし、タリバン政権が同時多発テロ事件を自己の行為として採用したことはないことから、この要件も満たさない。

(b) 安保理決議との関係

アフガニスタンの事実上の政府タリバン政権に対して、1999年の安保理決議1267および2000年の決議1333により、ビン・ラーディンの関係国への引渡し、国際的に活動するテロ組織を庇護し、その支配下にある領域をテロ組織の訓練基地として使用させないこと、支配地域内にあるテロ組織の施設および野営地を閉鎖することが課せられた。そこから、タリバン政権とアルカイダの緊密な関係が安保理決議により確認されており、これらの決議の不履行が領域国としての国際法上の義務違反を構成するとの主張もある⁽⁵⁴⁾。

ただし、これに対しては、あくまで安保理による強制措置発動の根拠とはなりうるが、自衛権行使の前提となる「武力攻撃」を構成するものではないとの反論が行われている⁽⁵⁵⁾。

さらに、同時多発テロ事件後、安保理は決議

51) Frédéric Mégret, "War? Legal Semantics and the Move to Violence.", *European Journal of International Law*, 13-2 (2002), pp.382-383.

52) 松田, 前掲論文, pp.5-8.

53) 浅田正彦「同時多発テロ事件と国際法」『国際安全保障』30巻1-2合併号, pp.75-77.

54) Jack M. Beard, "America's New War on Terror: The Case for Self-Defense under International Law.", *Harvard Journal of Law and public Policy*, 25-2 (2003), pp.582-583.

55) 松田, 前掲論文, pp.6-7.

1368および決議1373を採択した。決議1368はその前文で固有の自衛権に言及した上で、同時多発テロ事件を強く非難し、テロ行為実行者を「援助し、支持し又はかくまう者は、その責任が問われることを強調する」(第3項)とする。このことからタリバン政権に対する自衛権の行使も認められると主張する者もいる⁽⁵⁶⁾。

しかし、これに対しては決議1267や決議1333がタリバン政権に明示的に言及しているのに対して、決議1368や決議1373には「タリバン政権」と直接明示した文言はなく、これらの決議がタリバン政権への自衛権行使を認めたものとは解釈できないとの見解がみられる⁽⁵⁷⁾。

(c) 復仇(対抗措置)

仮に自衛権として正当化できない場合、「復仇」の観点から正当化を試みる立場もある。「復仇」とは、国際違法行為の中止や救済を求めるために、被害国が行う一方的措置をいう。違法行為に対抗する措置として行われるところから、加害国の違法行為と同程度の違法な措置であれば、相手国やその国民の権利を侵害することの違法性は阻却される。ただし、1970年の国連総会決議「友好関係原則宣言」の第一原則第6項において、「武力行使を伴う復仇行為」は国家が慎むべき義務とされている。

もっとも、「友好関係原則宣言」第一原則第9項は、「すべての国は、他の国において内戦行為又はテロ行為を組織し、教唆し、援助し若しくはそれらに参加すること、又はこのような行為を行うことを目的とした自国の領域内における組織的活動を黙認することを、前記の行為

が武力による威嚇又は武力の行使を伴う場合には慎む義務を有する」と定める。この規定から、領域内のテロリストの外国におけるテロ行為を取り締まろうとしない国家は、「領域国の国際義務の履行の意思・能力の欠如」に該当し、他国に対する国際違法行為を行っているとも考えられる。そこから、当該国家は、その中止や救済を求めて被害国がテロ集団に対して行う報復行為を黙認せざるを得ないとする解釈もありうるとされる⁽⁵⁸⁾。

ただし、この場合であっても、武力復仇に至らない、いかなる措置を具体的にとりうるかについては必ずしも明確ではない⁽⁵⁹⁾。また、非国家主体が直接国際法違反を行ったとみなし、他国領域において、要請または許可の無いままに被害国の軍隊が行動し、その領域を侵犯するならば、侵犯された国家の主権を侵害するとも考えられる。

3 アメリカとタリバン政権との関係

(1) タリバン政権の正統性

2節「同時多発テロ事件と「テロとの戦争」の法的性質」で見てきたように、武力行使の可否を規制する国際法の観点からは、同時多発テロ事件の国際的武力紛争性の有無について、見解は大きく分かれている。しかし、他方で2001年10月7日のアメリカによる軍事行動が開始された後の段階においては、アフガニスタン領域内で大規模な戦闘が行われたことは紛れもない事実である。また、アメリカの現実の対応にあつては、同時多発テロ事件とそれに対するアフガニスタンにおける軍事行動を国際的武力紛争と

⁽⁵⁶⁾ Thomas M. Franck, "Terrorism and the Right of Self-Defense.", *American Journal of International Law*, 95-4 (2001), pp.839-840.

⁽⁵⁷⁾ Carsten Stahn, "Security Council Resolutions 1368 (2001) and 1373 (2001): What They Say and What They Do Not Say.", *European Journal of International Law Discussion Forum*. <http://www.ejil.org/forum_WTC/ny-stahn.pdf>

⁽⁵⁸⁾ Bothe, *op.cit.*(34), p.233; 西井, 前掲論文, pp.16-17.

⁽⁵⁹⁾ 森田, 前掲論文, p.54.

捉え、その認識の下に、抑留者の法的地位と処遇を定めている⁽⁶⁰⁾。

そこで以下では、少なくとも2001年10月7日以降にアフガニスタン領域内で行われた実際の戦闘は、「国際的武力紛争」に該当するという前提の下に、抑留されたタリバン兵士とアルカイダの構成員に対して捕虜資格は認められうるかについて、アメリカの主張および識者の見解を示すこととする。

国際人道法は、戦争の違法化が進んだ今日であっても、あらゆる武力紛争に対し平等に適用される。ジュネーブ諸条約共通第2条は、次のような規定を設け、宣戦布告の有無や戦争原因の是非とは関係なく、事実上の戦争にもジュネーブ諸条約が適用されるとしている。

この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一が戦争状態を承認するとしないとを問わず、適用する。この条約は、また、一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けると受けないとを問わず、適用する。

したがって、ジュネーブ諸条約締約国であるアメリカとアフガニスタンとの関係⁽⁶¹⁾においては、少なくとも10月7日以降の戦闘にあっては、戦争原因をめぐる問題（アフガニスタンにアルカイダのテロ行為の責任が帰属するか否か）を考慮することなく、国際的武力紛争に係るジュ

ネーブ諸条約が適用される。このほか既に慣習法となっていると考えられる国際人道法（例えばハーグ陸戦規則）も適用される。なお、両国は1977年のジュネーブ諸条約の追加議定書を共に批准していないため、原則として同議定書の適用はないが、同議定書中既に慣習法となっている部分については、適用されるものと考えられる。ただし、ここでタリバン政権は、アメリカを含む諸外国から政府承認を受けていなかった⁽⁶²⁾ことから、タリバン政権をアフガニスタンの政府と同一視して良いのかという点が問題となる。

アメリカ政府の立場は、タリバン政権を政府承認していないが、アフガニスタンがジュネーブ諸条約の締結国であることから、自国とタリバンとの間の紛争にはジュネーブ第三条約の適用を認める、というものである⁽⁶³⁾。したがって、アメリカはタリバンの軍事組織をアフガニスタンの正規軍とみなしていたと考えられる。

ジュネーブ第三条約第4条A(3)項は「正規の軍隊の構成員で、抑留国が承認していない政府又は当局に忠誠を誓ったもの」は、捕虜資格を有すると規定する。赤十字国際委員会のコメントリーによれば、敵が承認しない当局についてジュネーブ諸条約が適用されるためには、「当局が自ら締約国の1を代表するものとする」ことが必要とされている⁽⁶⁴⁾。タリバン政権は、10月7日の時点ではアフガニスタンを代表する政府であると自ら主張し、国土の大半を実効的に支配していた。さらにタリバン政権は、長年にわたる内戦において、北部同盟等の反タリバ

(60) Fact Sheet "Status of Detainees at Guantanamo" <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/02/20020207-13.html>>

(61) アメリカは1955年に、アフガニスタンは1956年にジュネーブ諸条約を批准している。

(62) 2001年10月時点でタリバン政権を承認していた国はパキスタン、サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦の3カ国のみであった。さらに国連の代表権もタリバン政権は保有していなかった。

(63) Fact Sheet, *op.cit.*(60).

(64) ジャン・S. ピクテ（榎本重治・足立純夫訳）『ジュネーブ条約解説 III』朝雲出版社 1973,p.65。（原書名：Jean S. Pictet, *Commentaire III, La Convention de Genève relative au Traitement des Prisonniers de Guerre.*, Comité international de la Croix-Rouge, 1958.）

ン勢力を打倒するための軍事組織を編成していた。この軍事組織がタリバン政権（およびその指導者たるオマル師）に「忠誠を誓」った存在であることはいうまでもない。以上から、学説上もタリバンの軍事組織がジュネーブ第三条約という「正規の軍隊（正規軍）」に該当するとし、その前提の下に、タリバン兵士の捕虜資格について検討を行っている。

(2) 正規軍の捕虜資格

アメリカは、正規軍たるタリバン兵士についても、制服着用・戦争法規の遵守などのジュネーブ第三条約の4条件を満たしていないので、捕虜とは認められないとしている⁽⁶⁵⁾。はたして正規軍の構成員であれば無条件に捕虜の資格が与えられるのか、それとも正規軍の構成員であっても、民兵や義勇兵といった不正規兵と同様の4条件を満たしていなければ捕虜の資格を失うのか。

この「正規兵も4条件の遵守が必要である」とのアメリカの政策に賛同する立場として、例えばエール大学のウェッジウッド教授は、「軍隊」は自らを文民と区別し、相互に戦争法規に従う義務を負うこと、また第一追加議定書でも「軍隊」の資格要件として戦争法規の遵守を挙げていること等を理由にタリバンの捕虜資格を否定している⁽⁶⁶⁾。このほか、単に4条件を遵守しないことのみでは捕虜資格は剥奪されないが、積極的に文民を装うような場合は、慣習法上捕虜資格を喪失するとの見解も見られる⁽⁶⁷⁾。

これに対して、正規軍兵士であっても制服着

用義務等の4条件の遵守を必要とすることは、アメリカ軍兵士にとって不利益をもたらすとの反論がある⁽⁶⁸⁾。一般に特殊部隊は制服を着用することなく作戦行動に従事することが多く、当該部隊に所属する者が捕らえられた場合、捕虜としての待遇を享受し得ない可能性が高い。また正規軍に対する4条件遵守の要件が濫用されたことによって、朝鮮戦争やベトナム戦争時に、アメリカ軍兵士が捕虜としての待遇を受けられなかったことを指摘する者もいる⁽⁶⁹⁾。

正規軍の兵士の捕虜資格について定めたジュネーブ第三条約第4条A(1)項および(3)項は、単に「軍隊の構成員」と規定するのみであって、民兵や義勇兵といった不正規兵が捕虜資格を認められるための要件として挙げられた4条件は課していない。つまり規定の文言上は、正規軍の構成員であれば4条件の有無に関係なく捕虜資格を認められるとも解釈しうる⁽⁷⁰⁾。

ロンドン大学のドレイパー元教授によれば、「軍隊の構成員は、恒常的に戦争法規に違反していたとしても抑留された際、捕虜となる資格を失うことはない。ジュネーブ第三条約第4条、第5条および第85条の規定から、このことは明らかである」として、正規軍の構成員が捕虜資格を得るために戦争法規を遵守することは要求されていないとする⁽⁷¹⁾。

ジュネーブ第三条約第85条は、「捕虜とされる前に行つた行為について抑留国の法令に従つて訴追され、又は有罪の判決を受けてもジュネーブ条約の利益を引き続き享有する」と規定する。これは、1929年の捕虜条約による保護が捕虜と

(65) Fact Sheet, *op.cit.*(60).

(66) Ruth Wedgwood, "Al Queda, Terrorism, and Military Commissions." *American Journal of International Law*, 96-2 (2002), pp.335-336.

(67) 新井京「「テロとの戦争」と武力紛争法」『法律時報』74巻6号, 2002.5, pp.19-20.

(68) 例えば Human Rights Watch, "OAS Urges U.S. to Reverse Detainees Decision", March 15,2002, <<http://www.hrw.org/press/2002/03/oas031502.htm>>

(69) G. Aldrich, "The Taliban, Al Qaeda, and the determination of illegal combatants" *American Journal of International Law*, 96-4 (2002), p.896.

(70) 新井, 前掲論文(注67), p.19.

なった時点からの違反行為のみを想定していたため、1945年の降伏により敵の権力内に陥った日本やドイツの軍隊構成員が交戦中の戦争犯罪を問われ、悲惨な待遇を受けた経験から、これらの者についても、司法上の保障や拘禁時の待遇の保障といった利益を奪わないことを目的として設けられた規定である⁽⁷²⁾。

この「捕虜とされる前に行つた行為」には、戦争状態に関係のない通常の法令の違反行為、人道に対する罪、平和に対する罪のほか、戦争犯罪が含まれる。国連の国際法委員会は、戦争犯罪を「戦争の法規または慣例に違反する行為」と定義する⁽⁷³⁾。さらに、第一追加議定書第44条第2項は「すべての戦闘員は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守する義務を負うが、これらの諸規則の違反は…捕虜となる権利を戦闘員から奪うものではない。」と規定し、ドレイパー元教授の見解を是認しているようにも思われる。

ただし、国際人道法の基本原則として、文民と戦闘員とを明確に区別することにより、文民を攻撃対象から除外し、文民の保護を最大限に確保しなければならない（軍事目標主義）。そこから、正規軍の構成員であっても、文民との識別義務を果たさなければならないのか、という点が問題となる。一般的には、制服を着用することによって、正規軍の構成員は、戦闘員として認識される。実際、赤十字国際委員会のコメントリーにおいても、軍隊の構成員が文民また

は敵軍と自らを容易に区別せしめるために、制服または記章の着用等の措置をとることは、締約国の義務である⁽⁷⁴⁾と考えられている。このほか、第一追加議定書において戦闘員資格の拡大がなされたが、その場合にあっても、特に正規軍については、従来からの制服着用の慣行がそのまま維持されると規定された（第44条第7項）。さらに、同議定書では、背信行為の例として「文民又は非戦闘員の地位を装うこと」を挙げる（第37条第1項(c)）。背信行為は国際人道法上、禁止された行為である。

以上から、正規軍の構成員は、戦争法規を遵守しない場合にあっても捕虜資格は認められるが、その捕虜資格を認められるための前提として、文民との識別義務を果たすための何らかの措置を執らなければならないとする立場も有力である⁽⁷⁵⁾。

(3) タリバン兵士と4条件遵守義務

ラムズフェルド国防長官の説明によれば、ジュネーブ第三条約は、戦闘員と文民とを識別するため何らかの措置を要求しているが、タリバン兵士は識別しうる徴票、標識記号または制服を着用していない、故に識別義務に違反しているとする⁽⁷⁶⁾。では、一般にタリバン兵士は文民との識別義務に違反していたのか。

前述したように正規軍の定義は、ジュネーブ第三条約上規定されていない（第4条）。このため、文民と識別するための制服等は各国の定めるところに委ねられている⁽⁷⁷⁾。長年にわた

(71) Draper, *The Present law as to Combatancy*, Reflections on Law and Armed Conflicts: The Selected Works on The Laws of War by The Late Colonel G.I.A.C. Draper, OBE, p.197 (cite in Goldman, Tittlemore, *op.cit.*(2), p.10.)

(72) ピクテ, 前掲書, p.82.

(73) 同上, p.458.

(74) 同上, pp.29-30.

(75) 藤田, 前掲書 (注(7)), p.90, 足立, 前掲書 (注(8)), p.53.

(76) United States Department of Defense News Briefing - Secretary Rumsfeld and Gen. Myers, February 08, 2002 <http://www.defenselink.mil/cgi-bin/dlprint.cgi?http://www.defenselink.mil/news/Feb2002/t02082002_t0208sd.html>

る内戦において、タリバン兵士は伝統的な暗色のターバンを着用する一方、北部同盟の兵士はそれと区別しうるスカーフを巻き、また互いに異なる服装を着用するなどして相互に味方を認識していたといわれる⁽⁷⁸⁾。また、赤十字国際委員会のコメンタリーにおいても、「固着の特殊徴票」の例として「帽子、外套、シャツ、胸部に着用する標章または着色記号」を挙げている⁽⁷⁹⁾。そこから、タリバン兵士も暗色のターバン等によって文民との識別義務を果たしていたと主張する者もいる⁽⁸⁰⁾。

では、他の3条件についてもタリバン兵士は遵守していたといえるであろうか。

まず、タリバンの軍事組織は組織化され、部下について責任を負う指揮官のもとに行動していたか。少なくとも10月7日のアメリカによる攻撃が行われるまでは、タリバンの軍事組織は北部同盟その他の反タリバン勢力を圧倒し、アフガニスタンの大部分を制圧していたことから、この要件は満たしていたものと考えられる。

次に、タリバンの軍事組織は「公然と武器を携行」し、「戦争の法規及び慣例に従って行動」していたといえるか。この点については、個別具体的な事例に即して判断が必要となろう。

(4) 捕虜の裁判

仮に、タリバン兵士が捕虜資格を有すると考えられるとしても、国際人道法に違反した者は戦争犯罪者としてジュネーブ第三条約に定める裁判手続を経た後、処罰の対象となる。

捕虜の裁判について、ジュネーブ第三条約は第85条のほか、次のような規定を置く。

通常、捕虜の裁判は、各国の慣例により軍事裁判所（軍法会議）で行われるが、同一の犯罪について抑留国の構成員を非軍事裁判所で裁判することができるとの抑留国の法令がある場合には、捕虜を非軍事裁判所で裁くことができる（第84条）。

訴追された捕虜は、利益保護国に対する通知（第104条）、資格ある弁護士による援助、証人を喚問する権利（第105条）などのすべての保護を享受できる。さらに有罪の判決を受けた場合、例えば死刑判決にあっては第101条に規定する猶予期間を尊重し、拘禁の判決を受けた場合は、「抑留国の軍隊の構成員の場合と同一の営造物において同一の条件で執行されなければならない」（第108条）。また、「捕虜に対して言い渡された判決は、抑留国の軍隊の構成員の場合と同一の裁判所により同一の手続に従って行われなければならない」（第102条）。アメリカがタリバン兵士の捕虜資格を否定する理由の一つに、タリバン兵士の捕虜資格を認めた場合、これらの規定（アメリカの軍隊構成員の場合と同一の条件で裁判を受ける権利）を保障しなければならないことを指摘する者もいる⁽⁸¹⁾。

4 アメリカとアルカイダとの関係

(1) アルカイダ構成員の捕虜資格

アメリカは、アルカイダの構成員の取扱いについて、アルカイダがテロ組織であることを理由に、ジュネーブ第三条約の精神は尊重するものの、その適用を否定している⁽⁸²⁾。たしかに、アルカイダは、いかなる国家でもなく、国際法人格を認められないテロ組織である⁽⁸³⁾。した

(77) 藤田, 前掲書 (注(7)), p.84.

(78) Goldman, Tittlemore, *op.cit.*(2), p.28.

(79) ピクテ, 前掲書, p.62.

(80) Goldman, Tittlemore, *op.cit.*(2), pp.28-29; Aldrich, *op.cit.*(69), p.895.

(81) Joan Fitzpatrick, "Jurisdiction of Military Commissions and the Ambiguous War on Terrorism." *American Journal of International Law*, 96-2 (2002), p.353.

(82) Fact Sheet, *op.cit.*(60).

がって、締約国間の紛争を前提とするジュネーブ諸条約（共通第2条）がアルカイダに対しても適用されうるかという点が問題となる。

ここで、仮に戦闘に参加したアルカイダの構成員を、アメリカとアフガニスタンとの間の国際的武力紛争においてタリバンの軍事組織に協力する民兵または義勇兵とみなすことができるならば、アルカイダの構成員も捕虜資格を有するものとして、ジュネーブ第三条約の適用を受けることとなる。ジュネーブ第三条約第4条A(1)項は「(紛争当事国の) 軍隊の一部をなす民兵隊又は義勇隊の構成員」を正規軍と同一視している。また、同条A(2)項において4条件を満たす「紛争当事国に属する」民兵隊または義勇隊の構成員も捕虜資格を有するものと定める。したがって、アルカイダの構成員を民兵または義勇兵とみなせるとしても、その前提として、アフガニスタンの政府たるタリバンとの関係がどの程度緊密なものであったかが問題となる。

なお、アルカイダの構成員を、タリバン政権の傭兵とみなす見解もある⁽⁸⁴⁾。これは、アルカイダが様々な出身国の構成員からなるテロ組織であって、その構成員はアフガニスタンの住民とは言えず、さらに第一追加議定書第47条第2項の定める要件を満たしていると考えられるためである。傭兵は、第一追加議定書第47条において、戦闘員資格および捕虜資格を持たないと規定された。ただし、アメリカは第一追加議定書を批准していないことから、同条がこのアフガニスタンにおける軍事行動に適用される可能性は低い。仮に同条の適用がないとするならば、直接戦闘に参加した（傭兵たる）アルカイダの構成員も、民兵または義勇兵の場合と同様に、4条件の遵守およびタリバンの軍事組織と

の緊密度の要件次第では、捕虜資格が認められると考えられよう。

では、タリバンの軍事組織とアルカイダとの関係は緊密なものであったといえるか。2節(2)(ii)(a)で述べたように、アルカイダとタリバンとの間に「実質的関与」に相当する程度の緊密な関係があったかについては、見解が分かれている。しかし、実際の戦闘時においては、アルカイダがタリバンの指揮命令の下に行動していたとはいえないと評価する立場もある。この立場にあっては、タリバンとアルカイダとの関係がジュネーブ第三条約にいう「紛争当事国に属する」ほどに、すなわち「軍事活動の全体的な計画を調整したり支援したりする」程度の一般的な支配関係があったとは考えにくいとされる⁽⁸⁵⁾。

また、たとえ両者の関係が緊密であったと認定できるとしても、各種の報道等から判断する限り、アルカイダの構成員が、一般的に不正規兵の4条件を満たして戦闘に加わっていたとは評価しえないと思われる⁽⁸⁶⁾。

むしろ、ここで問題となるのは、アメリカ政府が抑留したアルカイダの構成員の集団を一括して捕虜の資格を否定している点であろう。これはタリバン兵士についても同様である。ジュネーブ第三条約第5条第2項は、「交戦行為を行って敵の権力内に陥った者が第四条に掲げる部類の一に属するかどうかについて疑が生じた場合には、その者は、その地位が権限のある裁判所によって決定されるまでの間、この条約の保護を享有する」と規定する。そこから、捕虜の認定は、アメリカ単独で行うべきではなく、少なくとも「権限のある裁判所」によって捕虜ではないと証明されるまでは、捕虜であるとい

⁽⁸³⁾ Fitzpatrick, *op.cit.*(81), p.345,348.

⁽⁸⁴⁾ 色磨力夫「アフガン敗兵は捕虜か」『Voice』2003.6, p.236,242.

⁽⁸⁵⁾ 新井京「テロリズムと武力紛争法」『国際法外交雑誌』101巻3号, 2002.11, pp.140-141.

⁽⁸⁶⁾ アルカイダの構成員は、モスクや人口密集地に紛れ込むなど識別義務に違反し、不当にアフガニスタンの文民を危険にさらしたとされる。United States Department of Defense News Briefing, *op.cit.*(76).

う推定の下に扱われるべきである⁽⁸⁷⁾との批判も加えられている。

このジュネーブ第三条約第5条第2項は、捕虜資格の認定に際し、第4条の交戦者資格について疑いのある「個々の事例」を想定した規定と解釈される⁽⁸⁸⁾。したがって、捕虜資格の有無を判断するに当たっては、抑留されたタリバン兵士とアルカイダの構成員について、個別の判断がなされるべきであると考えられる。これは、個別的な局面ではタリバンとアルカイダの間で緊密な連携がなされ、4条件を遵守して戦闘に参加した者がいた可能性も否定できないためである⁽⁸⁹⁾。

(2) 不法な戦闘員

それでは、仮に「権限のある裁判所」による判断が行われたとして、捕虜資格（戦闘員資格）を否定されたアルカイダの構成員は、国際人道法の保護を受けることなく「不法な戦闘員」として処罰されるべきであろうか。

そもそも「不法な戦闘員」という用語は、ジュネーブ諸条約には規定のない表現である。もっとも、国際法上明確な定義はなされていないものの、一般に交戦資格を持たずに直接戦闘行為に参加し、それ故に敵の権力内に陥った場合に

捕虜資格を有し得ない者を指すものと認識されている⁽⁹⁰⁾。

この点について識者の見解は、おおむね次のように分かれている。アメリカの政策に賛同する見解としては、テロリストたるアルカイダの構成員はジュネーブ第三条約の保護の対象になく、「不法な戦闘員」として特別軍事法廷において裁かれるべきであるとする⁽⁹¹⁾。

これに対して、戦闘に参加したアルカイダの構成員は捕虜資格を有しないが、重大な刑事犯罪を行った文民として「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」（以下「ジュネーブ第四条約」という。）の保護を享受しうるとする見解がある⁽⁹²⁾。

また、戦闘に参加したアルカイダの構成員はジュネーブ第三条約およびジュネーブ第四条約が定める被保護者のいずれの部類にも該当しないが、そのような者に対する一定の保護を定めた第一追加議定書第75条に基づく基本的保障を享受しうるとする見解もある⁽⁹³⁾。この見解にあつては、アメリカが第一追加議定書を批准していないことについて、第一追加議定書第75条が既に慣習法化しているとする。

これに関連して、ジュネーブ諸条約共通第3条は、非国際的武力紛争だけでなく、国際的武

⁽⁸⁷⁾ Daryl A. Mundis, "The Use of Military Commissions to Prosecute Individuals Accused of Terrorist Acts." *American Journal of International Law*, 96-2(2002), p.325

⁽⁸⁸⁾ 色磨, 前掲論文, p.240.

⁽⁸⁹⁾ Fitzpatrick, *op.cit.*(81), p.353.

⁽⁹⁰⁾ R.R.Baxter, "So-called "Unprivileged Belligerency": Spies, Guerrillas and Saboteurs." *British Year Book of International Law* (1952), p.323. (cite in Aldrich, *op.cit.*(69), p.893.), Inter-American Commission on Human Rights, *op.cit.*(2), p.69.

⁽⁹¹⁾ Wedgwood, *op.cit.*(66), p.335. ただし、共通第3条(1)(d)の適用については留保する。

⁽⁹²⁾ Dörmann, *op.cit.*(3), pp.45-74. ただし、国籍条項を満たさない者に対しては第一追加議定書第75条が適用されるとする。

⁽⁹³⁾ Kenneth Anderson, "What Do With Bin Laden and Al Qaeda Terrorists? A Qualified Defense of Military Commissions and United States Policy on Detainees at Guantanamo Bay Naval Base.", *Harvard Journal of Law and Public Policy* 25 (Spring 2002), pp.617-619; Diane F. Orentlicher; Robert Kogod Goldman, "When justice goes to war: Prosecuting terrorists before military commissions.", *Harvard Journal of Law and Public Policy* 25 (Spring 2002), p.661; Greenwood, *op.cit.*(32), p.316.

力紛争に対しても適用される基本的原則であり、抑留されたアルカイダの構成員にも同条が定める最低限の保護が与えられる⁽⁹⁴⁾。そして、第一追加議定書第75条がジュネーブ諸条約共通第3条の定める人道基準をより具体化した規定であることから、抑留されたアルカイダの構成員に対する共通第3条および第一追加議定書第75条の適用を主張する見解もある⁽⁹⁵⁾。

このほか、国際人権法の観点から「市民及び政治的権利に関する国際規約」第14条の規定[公正な裁判を受ける権利]をタリバン兵士とアルカイダ構成員の裁判に適用すべきであると主張する者もいる⁽⁹⁶⁾。

以下では、国際人道法（ジュネーブ第四条約、共通第3条または第一追加議定書第75条）が定める保護規定について概説するとともに、アルカイダの構成員への適用に関する識者の見解を紹介する。

(3) ジュネーブ第四条約

ジュネーブ第四条約は、占領地域に関するハーグ陸戦規則第三款を補完し、武力紛争の影響を受けた交戦当事者ではない文民の保護を目的として制定された。もっとも、その中心は紛争当事国の領域にある外国人の保護にある（第三編第二部）。ここから、アフガニスタン領域内で捕らえられた様々な国の出身者からなるアルカイダの構成員が文民として保護されるとの主張が生じてくる。

ジュネーブ第四条約によって保護される者は、「紛争又は占領の場合において、いかなる時であると、また、いかなる形であるとを問わず、

紛争当事国又は占領国の権力内にある者でその紛争当事国又は占領国の国民でないもの」である（第4条）。ただし、同条では保護を受けられない者として「ジュネーブ条約の非締約国の国民」、「中立国の国民で交戦国の領域内にあるもの」、「本国が抑留国に通常的外交代表を駐在させている中立国又は共同交戦国の国民」および「ジュネーブ第一条約から第三条約までによつて保護される者」を挙げている。このほか、一般住民の一般的保護に関する規定並びに紛争当事国の領域および占領地域の共通規定も同条約中に置かれているが、占領地域の住民と避難民、無国籍者、亡命者に対する保護は第一追加議定書においてさらに詳細に補完された。

さらに、「紛争当事国の領域内において、被保護者が個人として紛争当事国の安全に対する有害な活動を行った明白なけん疑があるもの」および「占領地域内において、被保護者が間ちよう若しくは怠業者又は個人として占領国の安全に対する有害な活動を行った明白なけん疑がある者」は、ジュネーブ第四条約上の権利を一定限度において失うが、その場合であっても、これらの者は人道的に待遇され、ジュネーブ第四条約が定める司法上の権利を奪われることはない（第5条）。このように紛争当事国の安全を害する活動を行った者は、被保護者たる特権は停止する。交戦者は、戦時反逆（一般に交戦者たる資格を備えていない者が敵の戦線内または占領地域において敵対行為に従事し、またはそれを企てる場合。ただし、武器を持って敵対する行為は除外される。）を行った者を逮捕し処罰することができるが、そのためには正規の裁判所の審理

⁹⁴ Goldman, Tittlemore, *op.cit.*(2), pp.35-36, Inter-American Commission on Human Rights, *op.cit.*(2), pp.63,76-77.

⁹⁵ Gerald L. Neuman, "Humanitarian Law and Counterterrorist Force.", *European Journal of International Law*, 14-2 (2003), p.295; Goldman, Tittlemore, *op.cit.*(2), pp.38-39; Inter-American Commission on Human Rights, *op.cit.*(2), p.74.

⁹⁶ Jordan J. Paust, "Antiterrorism Military Commissions: Courting Illegality." *Michigan Journal of International Law*, 23-1 (Fall 2001); Mundis, *op.cit.*(87), p.324.

に付し、かつ、公正な裁判手続により刑罰を科し、執行しなければならない⁽⁹⁷⁾。

赤十字国際委員会のデーрман氏は、次のような根拠を挙げ、国籍の要件を満たすアルカイダの構成員がジュネーブ第四条約の保護を享受しうるとする⁽⁹⁸⁾。

第一追加議定書第45条第3項は、「敵対行為に参加した者で捕虜の地位を享有する権利を有せず、第四条約に基づく一層有利な待遇の利益を受けないものは、常にこの議定書の第75条の保護を受ける権利を有する」と定め、ある種の「不法な戦闘員」に対して第四条約が適用されることを示唆しているかのである。さもなければ、「第四条約に基づく一層有利な待遇の利益を受けないもの」という規定は意味をなさない。同条第二文も「占領地域においては、間諜とされない限り、第四条約第5条の規定に関わらず、同条約に基づく通信の権利を有する」とあり、占領地域における「不法な戦闘員」がジュネーブ第四条約によって保護されることを確認しているともいえる。

なお、ジュネーブ第四条約第三編は「被保護者の地位及び取扱」について定めており、第27条は人道的待遇や暴行や脅迫の禁止といった被保護者の地位や取扱の原則について規定を置く。また、被抑留者に対する抑留条件は、原則とし

てジュネーブ第三条約と同一である（第三編第四部：第79条から第135条まで）。ただし、財産管理に対する便益供与（第114条）、被抑留者の司法手続の便宜（第115条）、近親者の訪問（第116条）の規定は、第三条約には直接対応する条文がない点に留意が必要である。さらに労働については、捕虜の場合は強制労働を課することができるが、文民の場合は自発的な意思が必要となる点が異なる。

(4) ジュネーブ諸条約共通第3条および第一追加議定書第75条

ジュネーブ諸条約共通第3条は、国際的性質を有しない武力紛争において適用されるべき人道諸原則を定めた規定である。しかし、共通第3条は「小型の条約」といわれ、国際司法裁判所ニカラグア事件判決において、非国際的武力紛争だけでなく、「明らかに、国際的武力紛争においても、最低限度の基準を構成するものとして適用される」原則とされた⁽⁹⁹⁾。また、共通第3条は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第4条に言及される適用除外が許されない中核的人権とほぼ同一の内容を持ち、強行規範（ユス・コーゲンス）の性質をもつとされる⁽¹⁰⁰⁾。このように共通第3条は、国際人道法の基本的な一般原則とみなされているが、同条には司法手続に関する具体的な規定は置かれていない⁽¹⁰¹⁾。その点、第一追加議定書第75条は、ジュネーブ諸条約共通第3条に規定

⁽⁹⁷⁾ 足立，前掲書（注(8)），p.231.

⁽⁹⁸⁾ Dörmann, *op.cit.*(3), pp.50-51.

⁽⁹⁹⁾ International Court of Justice Reports, *op.cit.*(49), para. 218.

⁽¹⁰⁰⁾ 糟谷英之「内戦と国際人道法」国際法学会編『日本と国際法の100年 10巻 安全保障』三省堂 2001, p.218.

⁽¹⁰¹⁾ 共通第3条第1項で禁止された事項は、次のとおりである。

(a) 生命及び身体に対する暴行、特に、あらゆる種類の殺人、傷害、虐待及び拷問

(b) 人質

(c) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇

(d) 正規に構成された裁判所で文明国民が不可欠と認めるすべての裁判上の保障を与えるものの裁判によらない判決の言渡及び刑の執行

された武力紛争時における最低限の人道諸原則をより具体化したものといえる。

第一追加議定書第75条第1項は、国際的武力紛争によって影響を受け、紛争当事国の権力内に陥った者で、戦闘員資格を有さず、文民としても保護されない者は、「(ジュネーブ) 諸条約又はこの議定書に基づく一層有利な待遇の利益を受けないもの」として「すべての場合において人道的に待遇」しなければならない、同条に規定する保護を最小限享受しうることを定める⁽¹⁰²⁾。なお、同条の規定する保障は、捕虜資格を否定された傭兵に対しても与えられると考えられている⁽¹⁰³⁾。

第一追加議定書第75条第4項本文は、「一般に承認された通常の司法手続に関する諸原則を尊重する公平かつ正規に構成された裁判所が宣告する有罪判決に従う場合を除くほか、武力紛争に関する刑事犯罪について有罪とされる者に判決を言い渡すこと及び刑を執行することはできない」と規定し、戦闘員資格を有しない者に対しても、公平かつ正規に構成された裁判所による審理が行われることを要求する。同条は、さらに無罪の推定(第4項(d))、審理の前および審理の期間中、すべての必要な防御の権利および方法を与え(第4項(a))、自己に不利な証人を尋問しまたは尋問させ、また自己に不利な証人と同一の条件で自己に有利な証人の出席および尋問を行う権利を与え(第4項(g))、自己に不利な証言をすることまたは犯行を自白することを強制されない(第4項(f))など、戦闘員資格を有しない者に対する最小限の司法上の保護を定めている。

(5) アルカイダと国際人道法

アフガニスタンにおいて、戦闘員資格を満たさずに戦闘に従事したアルカイダの構成員は、国際人道法の保護を享受し得るか。

テロリストは、立場を異にする者からは自由の戦士と称えられる存在であって、テロリズムに関する国際法上の一般的な定義は未だ定まっていない。そのため、1977年のジュネーブ諸条約追加議定書策定の際も、西欧諸国と第三世界諸国との間でテロリストの戦闘員資格を巡り対立がみられた。今日、私的集団が合法的な交戦当事者として認められるのは、①交戦団体承認を受けた場合、または②民族解放闘争を行う場合(第一追加議定書第1条第4項)に限られる⁽¹⁰⁴⁾。ただし①の場合にあっては、当該集団は国内法に違反した反徒として処罰の対象となり、捕虜資格を認められない。このほか、③主権国家間の国際的武力紛争が発生した状況において、私的集団が一方の主権国家の軍隊に協働する場合に、戦闘員資格を満たすことにより、当該集団は合法的な交戦当事者として捕虜資格を認められる⁽¹⁰⁵⁾。

アフガニスタンにおけるアルカイダの構成員は、①または②に該当しない。また③についても、協働関係にあったと認められるかの点に関しては見解が分かれるにせよ、不正規兵の4条件を遵守していなかったアルカイダの構成員については、捕虜資格を有する合法的な交戦当事者と認めることはできない。したがって、そのようなアルカイダの構成員は、一般にジュネーブ第三条約上の利益を享受し得ないと考えられる⁽¹⁰⁶⁾。実際、戦闘員としての識別義務に違反

⁽¹⁰²⁾ Michael Bothe, Karl Josef Partsch, Waldemar A. Solf, with the collaboration of Martin Eaton, *New rules for victims of armed conflicts : commentary on the two 1977 protocols additional to the Geneva Conventions of 1949* (The Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 1982), p.460.

⁽¹⁰³⁾ 藤田 前掲書(注(7)), pp.170-173.

⁽¹⁰⁴⁾ 新井, 前掲論文(注(85)), pp.126-137.

⁽¹⁰⁵⁾ 同上, pp.137-144.

⁽¹⁰⁶⁾ もちろん、ジュネーブ第三条約第5条第2項の「権限ある裁判所」が設置された場合に、捕虜資格を争い、当該裁判所による判断が下されるまではジュネーブ第三条約上の権利を有すると考えられる。

し、不当に戦争の法規慣例に違反して住民を危険に巻き込むテロリストに対しても捕虜資格を認めることは、文民と戦闘員を明確に区別し、文民への被害を最小限にするという国際人道法の基本原則に反するものと思われる。

しかし、アルカイダの構成員が捕虜資格を有していなかったとしても、それらの者に対する拷問や正当な裁判手続なしの処罰といった非人道的待遇が許されるものではない。これは国際人道法の平等適用の原則にも適うといえる。また、何らかの国際人道法の保護が与えられることによって、テロリストが死ではなく投降を選択する可能性も高くなる⁽¹⁰⁷⁾。なお、ジュネーブ諸条約の重大な違反行為は戦争犯罪を構成するが、ジュネーブ第三条約第130条はそのような行為として「殺人、拷問若しくは非人道的待遇（生物学的実験を含む。）、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること、捕虜を強制して敵国の軍隊で服務させること又はこの条約に定める公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと」を列挙している。このことから、グアンタナモ基地において、目隠しや拘束衣を着用させられたタリバン兵士とアルカイダ構成員の抑留者の写真が公開⁽¹⁰⁸⁾されたことに対して、アメリカ内外から人道的取扱いをすべきであるとの批判も受けている。

では、戦闘員資格を持たずに戦闘に参加したアルカイダの構成員に対して何らかの国際人道法の保護が与えられるとして、(国籍の要件を満たす)アルカイダの構成員は、文民としてジュネーブ第四条約の保護を受けられるか。しかし、ジュネーブ第四条約第33条は、紛争当事国の領域または占領地域における被保護者に対する

「すべての脅迫又はテロリズム⁽¹⁰⁹⁾による措置は、禁止する」と規定する⁽¹¹⁰⁾。このほか、テロリストが頻繁に行う人質行為も厳禁されている(第34条)。なお、第一追加議定書第51条第2項においても「文民たる住民の間に恐怖を広めることをその主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇は禁止する。」と規定され、テロ行為は禁止されている。したがって、これらの規定との整合性から、テロ行為に従事していた者についてもジュネーブ第四条約の保護の対象となるか否かに関しては、判断が分かれるところであろう。

もっとも、アフガニスタン領域内で、戦闘員資格を満たすことなく戦闘に参加したアルカイダの構成員は、アメリカとアフガニスタンとの間に行われた国際的武力紛争の影響を受けた者であることは明らかである。そこから、アルカイダの構成員に対して何らかの国際人道法の保護が与えられるべきであるとする立場からは、たとえアルカイダの構成員が文民として保護されないとしても、少なくとも共通第3条および第一追加議定書第75条によって、当該アルカイダの構成員に対して最小限度ながらも国際人道法の保護が与えられるべきであるとの主張が生じてくる。この場合、アルカイダの構成員が国際的武力紛争の当事者たる資格を認められない場合(傭兵と見なされた場合を含め)であっても、これらの保護を享受できることとなる。

ただし、この見解を是認するためには、第一追加議定書第75条が既に慣習法となっており、アフガニスタンにおける軍事行動においても適用されるとの前提を満たす必要がある。おそらくアメリカは第一追加議定書を批准していないことを理由に同議定書の適用は認めないである

⁽¹⁰⁷⁾ Neuman, *op.cit.*(95), p.295.

⁽¹⁰⁸⁾ 例えば Jess Bravin, "U.S. Dismisses Queries About Cuba Detainees", *Wall Street Journal*, January 23, 2002.

⁽¹⁰⁹⁾ 日本語訳では「恐かつ」とされている。

⁽¹¹⁰⁾ 足立純夫「国際人道法と国際テロリズム」『海外事情研究所報告』拓殖大学 22号, 1988.3, p.214.

う。しかしながら、これから審理が始まる特別軍事法廷の裁判手続⁽¹¹¹⁾は、推定無罪の原則、尋問における権利など、おおむね第一追加議定書第75条の定める保護内容を反映したものとなっているように思われる。実際に裁判がどのように行われるか今後の推移を見守る必要がある。

おわりに

以上、2001年10月7日以降の戦闘は「国際的武力紛争」であるとの前提の下に、タリバン兵士とアルカイダの構成員の国際人道法上の捕虜資格の有無についてアメリカの主張と識者の見解を紹介してきた。国際人道法の適用に当たっては、交戦当事者が相互に戦争に関する法規および慣例を遵守するという信頼関係を前提とする。したがって、たとえ正規軍の構成員であっても国際人道法に反する行為を行った者は、戦争犯罪者として厳しく処罰されるべきであり、また、戦闘員資格を有さず、戦争の法規および慣例を遵守せずに戦闘に参加したテロリストについては、一定の基本的人道諸原則の適用の下に、その違法行為の追及がなされるべきであると考えられる。

国際テロリズムは、21世紀に入った今日であっても、ますます激化の一途をたどっている。たしかに卑劣なテロ行為は許されるものではなく、テロ犯罪に対しては厳然たる対応が必要である。しかし、同時多発テロ事件への対応において自衛権の援用の是非が問題となったように、私的集団が行ったテロ行為は、国際法上の「戦争」ではなく、国内法上の犯罪として認識すべきで

あるとの見解もみられ、そこにはアメリカの現実の対応との乖離が生じていると言える。このような新しい事態に直面したとき、基本的には既存の国際法体系の「解釈」を図ることによって、事態の合法性を判断することとなる。その場合、アメリカの対応に見られるように、事態の本質は「犯罪」であるとしても、その規模が「武力攻撃」に匹敵する場合、既存の法の「解釈」を通じて、それを「戦争行為」とみなして、自衛権の法理に当てはめることも解釈の「幅」の問題として全く不可能とはいえないであろう⁽¹¹²⁾。それは、国家間の武力行使・武力による威嚇を規制する一方で、テロ行為については、いかにその手段や被害規模がエスカレートしようとも「犯罪」としての位置づけしか許されないのでは、結果として社会秩序の混乱を招くともいえるからである⁽¹¹³⁾。

他方で、暴力に対して暴力で対抗し、憎悪の連鎖反応をもたらすことが、より多くの「殉教者」を生み出すことにもつながりかねない⁽¹¹⁴⁾との主張もまた十分首肯しうる考え方であろう。この立場からは、個別国家による武力行使の規制に努めてきた、これまでの国際法体系をできる限り活用し、刑事政策の問題としてテロ行為への毅然たる対応を推し進めることとなる。そのためには、まず国際的な協力によって国際テロリズムの抑止を図ることも重要となろう。すなわち、テロリストの識別、その所在の確認と追跡、容疑者の逮捕、その訴追と処罰の励行、情報交換や犯罪人引渡し等に関する国際協力に基づく別途の措置を図ることが、重要な課題となる⁽¹¹⁵⁾。

(11) United States Department of Defense "Department of Defense Fact Sheet Military Commission Procedures" <<http://www.defenselink.mil/news/Aug2003/d20030812factsheet.pdf>>

(12) 山田哲也『国際法から見た9.11大規模テロ「新しい」ワインと古い「革袋」?』日本国際問題研究所「9.11テロ攻撃以降の国際情勢と日本の対応」研究会, 2002.3, p.86. <http://www.jiia.or.jp/pdf/us_terror/1-8yamada.pdf>

(13) 同上

(14) Pellet, *op.cit.*(36).

(15) 足立, 前掲論文(注⁽¹¹⁾), p.217.

なお、最後に日本における捕虜法制について付言したい。2003年6月6日、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態法」という。）、「自衛隊法の一部を改正する法律」および「安全保障会議設置法の一部を改正する法律」のいわゆる「有事三法」が成立した。今後、武力攻撃事態法第三章が定める「武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制」の整備作業が進められることとなる。この中にはいわゆる「国民保護法制」のほか、捕虜の取扱いに関する法整備（武力攻撃事態法第22条第二号イ）も含まれる。

日本が捕虜の取扱いに関する法整備を進めるに当たり、交戦権を否認している憲法との関係は避けて通れない問題である。すなわち、自衛隊は「軍隊」にあたるのか、ジュネーブ諸条約

が適用される「武力紛争」とは具体的にどのような事態であるのか、といった根本的な論点について検討する必要がある。さらに、川口順子外務大臣は、1977年のジュネーブ諸条約の追加議定書への批准の意向を示し、関連する国内法制の整備を進める方針を示した⁽¹¹⁶⁾。追加議定書においては、戦闘員（捕虜）資格の範囲が1949年のジュネーブ諸条約の要件に比して緩和されたものであることから、捕虜の取扱いに関する法整備に際しても留意が必要となろう。

このように、今後進められる捕虜の取扱いに関する法整備作業に当たっては、憲法その他の国内法および国際法との整合性を念頭におきつつ取り組む必要がある。その前提として、今後国内でも広く国際人道法に関する知識が共有され、幅広い議論が行われることが期待される。

(外交防衛課 かりこみ 苺込 てるあき 照彰)

⁽¹¹⁶⁾ 平成15年10月9日第157回国会参議院「国際テロリズムの防止および我が国の協力支援活動等に関する特別委員会会議録」第5号, p.8.